

第26回 結城市 スポーツレクリエーション祭

10月8日(月) 体育の日
午前9時～午後1時

会場 鹿窪運動公園(下記種目)

紬の里結城パークゴルフ場(無料開放)

☆年に一度の体力測定→いまの自分の体力が分かる!

☆さまざまなスポーツを体験→続けてできる趣味が見つかるかも!



申込不要・無料



かなくぼ総合体育館

●1階アリーナ

- ・体力測定
(最終受付午後0時30分)
- ・バドミントン
- ・ビーチボールバレー
- ・卓球

●2階会議室

- ・フィットネス
①午前10時～午前10時30分
②午前11時30分～正午

総合体育館わき広場

- ・スポーツチャンバラ
- ・トランポリン
(雨天時は第2体育館)

第2体育館

- ・カローリング
- ・スポーツ吹矢
- ・輪投げ
- ・バランスボール
- ・ステップ運動
- ・ラダー



参加賞もあるよ!
スタンプラリーで
景品ゲット!

ニュースポーツ広場
・ターゲットバードゴルフ
(雨天中止)

※注意事項

- ・室内種目に参加される場合は、室内シューズを持参ください。
- ・雨天時など当日種目が変わる場合があります。
- ・ルールや対象年齢など、各種目の受付、指導者の指示にしたがってください。

問 市スポーツ振興課 | ☎ 32-6340 | 当日：鹿窪運動公園 | ☎ 33-6660

結城にオリンピックの風が吹く!

空手カザフスタン代表選手のトレーニングキャンプ実施!

空手のカザフスタン共和国代表選手が、10月2日から9日まで結城市でトレーニングを行います。オリンピック出場権獲得に関わる、空手1プレミアリーグ(東京武道館で10月12日～14日開催)出場に向けて調整するほか、市内の子ども空手選手との交流も行います。

見学可能な日時や会場については、市ホームページをご覧ください。

問 市スポーツ振興課 | ☎ 32-6340



避難行動要支援者制度のお知らせ

近年各地で頻発している災害に備えて、市では、災害時に自力での避難が困難な高齢の方や体の不自由な方が、可能な限り隣近所の方の助け合いにより、速やかに避難できるような仕組みづくりを進めています。

制度について

この制度は、対象となる避難行動要支援者(以下「要支援者」といいます。)が、氏名や住所などの個人情報登録し、あらかじめ市に登録し、登録した個人情報支援機関(消防、警察、民生委員、社会福祉協議会など)に対して提供することにより、災害時の避難誘導・安否確認に役立てるものです。

また、「個別避難計画」とよばれる要支援者個人の避難場所・経路・地域の支援者などを設定することで、災害時の速やかな避難を目指すものです。



制度への登録について

- 1 65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- 2 介護保険制度で要介護3以上の認定者
- 3 身体障害者手帳一、二級または三級の一種所持者
- 4 精神障害者保健福祉手帳一、二級所持者
- 5 療育手帳A、Aの判定を受けた方

登録を希望される方は市社会福祉課に登録申請書を提出してください。(※一人暮らしの高齢者・高齢者

対象となる方

次のうち、災害時に自力での避難が困難な方(施設入居者を除く)

- 1 65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- 2 介護保険制度で要介護3以上の認定者
- 3 身体障害者手帳一、二級または三級の一種所持者
- 4 精神障害者保健福祉手帳一、二級所持者
- 5 療育手帳A、Aの判定を受けた方

世帯の登録をされている方は同時に登録されます)

個別避難計画について

市で、自力での避難が困難と判断した場合に、地域の民生委員に依頼し、訪問などで避難に必要な事項を収集して、市で個別避難計画書を作成します。計画書は要支援者および要支援者の避難を支援する地域支援者に郵送されます。

地域支援者について

地域支援者の方には、災害時に要支援者の安否確認・情報伝達・一緒に避難するなどの支援をしていただきます。

これは、任意の協力であり、災害時にはさまざまなケースが考えられることから、要支援者の方の避難支援等を保証するものではありません。

また、地域支援者も要支援者の避難誘導などに関し、その責任を負うものではありません。自身の安全を確保したうえで、可能な範囲の支援をお願いします。

避難所について

市では、災害時に適切な支援を実施できる避難所の構築を進めています。今年3月から順次、制度に未登録の対象者あてに、制度登録の勧奨通知と、避難所での支援の必要の有無についてのアンケートを送付していますので、通知が届いた際には、回答にご協力をお願いします。

調査結果をもとに、避難所での支援体制を検討していきます。



終わりに

災害時には、市や防災関係機関が避難広報や安否確認など、さまざまな災害支援活動を行います。

しかし、大地震などの大規模災害時には、公的機関の活動にも限界があり、地域住民同士の助け合いが大きな力となります。

この制度を機能させるためには、地域の方との連携が大切です。地域の方と普段からコミュニケーションを図り、良好な関係づくりを努めてください。

災害時の被害を最小限に食い止めるという制度の趣旨をご理解いただき、協力いただきますようお願いいたします。



問 市社会福祉課 企画管理係
☎ 34-0416